

活力ある地方を創る職員の会 会則

(名称)

第1条 本会は、「活力ある地方を創る職員の会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「自助・共助・公助」の精神のもと、地方を大切にし、活力ある地方を創ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同して入会した地方公共団体の職員及び退職者で組織し、活力ある地方を創る首長の会の下に位置付ける。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 活力ある地方を創るための情報・資料の収集及び提供
- (2) 活力ある地方を創るための研修
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 最高顧問 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 顧問弁護士 若干名

(会の開催)

第6条 本会は、必要に応じ、総会及び役員会を開催することができる。総会及び役員会は会長が招集する。

(分科会)

第7条 会員は、役員会の承認があったものについては、分科会を設置し、分科会の長を選出することができる。

(会の連絡方法)

第7条 本会における情報提供、情報共有等については、SNSで行うことを基本とする。

(その他)

第8条 本会則に定めなき事項については、役員会で決定する。